# 監　事　監　査　報　告　書

令和８年５月 18 日

学校法人草苑学園

理　事　会　　御中

評 議 員 会　　御中

学校法人草苑学園

監事　矢島義幸　印

監事　江積恵　印

私たちは、学校法人草苑学園の監事として、私立学校法第 52 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人草苑学園寄附行為第 28 条の規定に従い、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を実施しました。

その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1　監査の方法及び内容

(1)　理事会及び評議員会に出席し、理事及び職員からその職務執行状況に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べるとともに関連資料を確認しました。

(2)　幹部会議事録、添付資料その他関係書類を閲覧し、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を確認しました。

(3)　計算書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表及び付属明細書）並びに財産目録に加え、事業報告書及び付属明細書の正確性及び法令・寄附行為との整合性を確認しました。

(4)　会計監査人が独立性を保持し、適正な監査を実施していることを確認しました。

2　監査の結果

(1)　法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況に関し、不正の行為、又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

(2)　計算書類、財産目録並びに事業報告書及び付属明細書は法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく表示していると認めます。

(3)　会計監査人の監査方法は相当であると認め、適正な監査基準に基づき監査していることを認めます。

以上